

資 料

一七九一年の憲法(一)訳

山 本 浩 三

一七九一年九月三日のフランス憲法

人および市民の権利の宣言

国民議会として組織されたフランス人民の代表者は、人間の権利の無知、忘却または軽視が公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることにかんがみ、厳粛な宣言において、人間の自然の、譲渡できず、かつ神聖な権利を明示することを決心した。

それは、この宣言が、社会体のすべての構成員につねに提示され、かれらに、かれらの権利とかれらの義務をたえず想起させるためであり、立法権の行為と執行権の行為が、すべての政治制度の目的といつも比較されうるので、それらがより尊重されるためであり、こののち単純で、争うことのできない原理の上に確立された市民の要求が、憲法の維持とすべての人々の幸福につねに向けられるためである。

したがって国民議会は、最高の存在の前でかつ庇護の下に、

人間と市民のつぎの権利を承認し、かつ宣言する。

第一条 人は、自由かつ権利において平等として生れかつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上にのみ設けることができる。

第二条 すべての政治的結合の目的は、人間の自然の、かつ時効にからない権利の保持である。これらの権利は、自由、

所有権、安全および圧政にたいする抵抗である。

第三条 すべての主権の根源は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人もはつきりとそれから出ない権力を行使することができない。

第四条 自由は、他人を害しないすべてのことをおこなうことができることがある。だから、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に、これらのおなじ権利の享有を確保するもの以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によってしか定めることができない。

第五条 法律は、社会に有害な行為を禁止する権利しかもたない。法律によつて禁止されないすべてのことは、妨げることができず、かつ何人も、法律が命じないことをおこなうよう強制されえない。

第六条 法律は、一般意志の表明である。すべての市民は、個人的、またはかれらの代表者によつて、その作成に協力する権利をもつ。法律は、それが、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべての人にとっておなじでなければならない。

すべての市民は法の前に平等であるから、かれらの能力によ

り、かつかれらの徳とかれらの才能の差別以外の差別なしに、すべての顯職、地位および公職に平等につくことができる。

第七条 いかなる人も、法律が定める場合、かつ法律が命じる形式によるのでなければ、起訴され、逮捕され、かつ拘禁されえない。恣意的な命令を請願し、発し、執行し、または執行させる者は、処罰されねばならない。ただし、法律によつて召喚され、または逮捕された市民はすぐに服従しなければならない。かれは抵抗によつて犯人となる。

第八条 法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰だけを定めねばならず、いかなる人も犯罪の前に制定、公布され、かつ合法的に適用される法律によらなければ処罰されえない。

第九条 すべての人は、犯罪人と宣告されるまでは無罪と推定されるので、その逮捕が絶対に必要であると判断されても、その身柄を確保するために必要でないすべての苛酷さは、法律によつてきびしく抑圧される。

第一〇条 いかなる人も、その表明が、法律によつて確立された公の秩序を乱さないかぎり、たとえ宗教上のものでも、その意見のために不安を与えるべきではない。

第一一条 思想と意見の自由な伝達は、人間のもつとも貴重な権利の一つである。すべての市民は、それゆえ、自由に話し、書き、印刷することができる。ただし、法律が定める場合には、この自由の濫用について責任を負う。

第一二条 人間と市民の権利の保障は、武力を必要とする。それゆえ、この武力は、すべての人の利益のために設けられる

のであって、武力が委ねられる人びとの特別の利益のために設けられるのではない。

第一三条 武力の維持と行政の費用のために、共同の租税が、絶対に必要である。共同の租税は、すべての市民のあいだに、かれらの能力に応じて、平等に割当てられねばならない。

第一四条 市民は、みずからまたはその代表者により、公の租税の必要を確かめ、それにたいし自由に同意し、その使途を追求し、かつその割当額、課税基礎、取立ておよび期間を決定する権利をもつ。

第一五条 社会は、すべての官吏に、その行政について責任を問う権利をもつ。

第一六条 権利の保障が確保されず、権力の分立が確定されていないすべての社会は、憲法をもたない。

第一七条 所有権は、侵すことのできない神聖な権利であるから、いかなる人も、合法的に確認された公の必要が明白にそれを強く要求するときであり、かつ正当で事前の補償の条件の下でしか所有権を奪われえない。

フランス憲法

国民議会は、承認されかつ宣言されたばかりの諸原則を基礎にしてフランス憲法を確定しようとして、自由と権利の平等を害する諸制度を決定的に廃止する。

もはや貴族も、貴族の領地も、世襲の差別も、身分の差別も、封建制度も、世襲財産としての裁判も、いかなる称号、名称お

よびそれから生ずる特権も、いかなる騎士身分も、いかなる同業組合、または、貴族の証拠が要求されていた、または出生の差別を前提していたいかなる勲章も、官吏のその職務の遂行における優越以外のいかなる優越も存在しない。

もはや、いかなる官職の売買も、世襲もない。

もはや、国民のいかなる部分にとつても、いかなる個人にとっても、いかなる特権も、すべてのフランス人に共通な法にたいする例外もない。

もはやいかなる同業組合代表者会議もいかなる職業、工芸の同業組合も存在しない。

法律は、もはや自然権または憲法に反する宗教上の誓いも、いかなる他の約束も認めない。

第一篇 憲法によつて保障された基本規定

憲法は、自然権および市民権として、つぎのことを保障する。1、すべての市民は、徳と才能の差別以外の差別なしに、地位と職業につくことができる。

2、すべての租税は、すべての市民のあいだに、かれらの能力に比例して、均等に割当てられる。

3、同じ犯罪は、人によるいかなる差別もなく、同じ刑罰に処せられる。

憲法は、おなじく自然権および市民権として、つぎのことを保障する。

憲法によって定められた形式による以外は、逮捕も拘禁

もされえず、歩き、とどまり、立ち去るすべての人の自由文書が、その公表以前にいかなる検閲にも検査にも付せられることなく、その思想を話し、書き、印刷し、出版しがつそれに結びつく宗教的儀式をおこなうすべての人の自由。

警察法規にしたがつて平穏かつ武装しないで集会する市民の自由。

個々に署名した請願を、憲法上の機関に提出する自由。

立法権は、本篇の中に規定され、かつ憲法によつて保障される自然権と市民権の行使を侵害し、妨害するいかなる法律も作ることができない。ただし、自由は、他人の権利も、公の安全も害しないすべてのことをおこなうことができることにのみあるから、法律は、公の安全または他人の権利を侵害し、社会にたいし有害となる行為にたいし刑罰を設けることができる。

憲法は、所有権の不可侵、すなわち合法的に確認された公の必要がその犠牲を強く要求する所有権の正当かつ事前の補償を保障する。

祭式の支出および公益のすべての役務にあてられる財産は、國民に属し、かついつでもその処分にまかせられる。

憲法は、法律によつて定められた形式にしたがつておこなわれた、またおこなわれる譲渡を保障する。

市民は、かれらの宗教の聖職者を選挙または選択する権利を捨てて、病氣の貧困者を助け、かつそれを獲得することもつ。

のできなかつた健康な貧困者に仕事を供給するために公共救済の一般的施設が設けられ、かつ組織される。

すべての市民に共通で、すべての人にとって欠くことのできない教育の部分にかんして、無償の公教育が設けられ、かつ組織される。その施設は、王国の区分と結合した関係において段階的に割り当てられる。

フランス革命の記憶を保存し、市民のあいだの友愛を保持し、市民を憲法と祖国と法律に結びつけるために国民的祭日が設けられる。

全王国に共通な市民法典が作られる。

第二篇 王国の区分と市民の身分

第一条 王国は、一かつ不可分である。その領土は、八三の県に区分され、各県は地方^{ディストリクト}、各地方は、各郡^{カントン}に区分される。

第二条 つぎの人びとが、フランス市民である。

フランスの父から、フランスで生れた人びと。

外国人の父から、フランスで生れ、その住居を王国内に定めた人びと。

フランス人の父から、外国で生れ、フランスに居を定め、かつ公民の宣誓をした人びと。

おわりに、外国で生れ、かつ宗教的理由で国外に追放されたフランス人の男または女の、何親等であるにせよ子孫であり、フランスに住むようになり、かつ公民の宣誓をする人びと。

第三条 外国人の両親から、王国外で生れ、フランスに住む人

びとは、王国内に引きつづき五年住んだのち、さらに、不動産を取得するか、または農業か商業の敷設を作り、かつ公民の宣誓をしたときには、フランス市民となる。

第四条 立法権は、重要な理由のために、フランスに住居を定め、かつそこで公民の宣誓をする以外の条件なく、外国人に帰化証書を与えることができる。

第五条 公民の宣誓とは、

私は、国民、法律および国王に忠誠であること、かつ一七八九年、一七九〇年および一七九一年に憲法制定国民議会によって定められた王国の憲法を、私の全力をあげて維持することを誓う、である。

第六条 フランス市民の資格は、つぎの場合に失われる。

1、外国への帰化により。

2、受刑者が復権を許されないかぎり、公民権剥奪を当然にふくむ刑罰の宣告により。

3、判決が無効とされないかぎり、不在の判決により。

4、貴族たる証拠あるいは出生の差別の証拠を前提とする、または宗教上の誓を必要とするすべての外国の騎士身分、またはすべての外国の同業組合への加入により。

第七条 法律は、婚姻を民事契約としてのみ考慮する。

立法権は、すべての住民にたいし、差別なしに、出生・婚姻および死亡が確認される形式を定める。さらに立法権は、その文書を受理し、かつ保存する公務員を指定する。

第八条 町および田舎の地域の若干の区におけるかれらの結合

から生れる、地方的関係の点から考慮されたフランス市民は、
市町村を形成する。

立法権は、各市町村の区の範囲を定めることができる。

第九条 各市町村を構成する市民は、法律が定める形式にした
がつて、かれらのあいだから、市町村官吏の資格で、市町村
の特殊事務の管理にあたる人びとを、期間を限つて選挙する
権利をもつ。

国の一般的利益にかんする若干の職務は、市町村官吏に委
任することができる。

第一〇条 市町村官吏が、市町村の職務および一般的利益のた
めにかれらに委任された職務の行使においてしたがわねばな
らない規則は、法律が定める。

第三篇 公 権 力

第一条(一一) 主権は、一で、分割できず、譲り渡すことがで
きず、かつ時効にかかるない。主権は国民に属する。人民の
いかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使を僭取するこ
とができるない。

第二条(一二) すべての権力は、ただ国民からだけ発するが、
国民は、委任によつてしか、すべての権力を行使することが
できない。

フランス憲法は、代議制である。代表者は、立法府と国王

である。

第三条(一三) 立法権は、人民によつて自由に選出された一時

的の代表者で構成される国民議会に委任され、国王の裁可を
ともない、以下に定める方式により、国民議会によつて行使
される。

第四条(一四) 政府は、君主政である。執行権は、大臣と責任
ある他の官吏によつて、以下に定める方式で行使される。

第五条(一五) 司法権は、人民によつて期間を限つて選出され
る裁判官に委任される。

第一章 立法国民議会

第一条(一六) 立法府を形成する国民議会は常設であり、かつ
一院によつてのみ構成される。

第二条(一七) 国民議会は、二年目ごとに新選挙によつて形成
される。

各二年の期間が、一立法期を形成する。

第三条(一八) 前条の規定は、その権限が、一七九三年四月の
末日に停止するつぎの立法府にかんしては適用されえない。

第四条(一九) 立法府の改選は、当然におこなわれる。

第五条(一〇) 立法府は、国王によつては解散されえない。

第一節 代表者の数・代表の基礎

第一条(二一) 立法府における代表者の数は、王国を構成する
八三県に応じた七四五人と、独立に植民地にたいして認めら
れうるものとである。

第二条(二二) 代表者は、地域、人口および直接税の三つに比

例して、八三県のあいだに割当てられる。

第三条(二二三) 七四五人の代表者のうち、二四七人は、地域に結びつけられる。

各県は、その三人を任命する。ただし、その一人だけを任命するパリー県は除く。

第四条(一四) 二四九人の代表者は、人口に割当てられる。

王国の能動的人口の総体は、二四九部分に区分され、かつ各県は、その含む人口の部分と同じだけの代議士を任命する。

第五条(一五) 二四九人の代表者は、直接税に結びつけられる。

王国の直接税の総額は、おなじく、二四九部分に区分され、かつ各県は、その税金の部分を支払うと同じだけの代議士を任命する。

第二節 第一次集会・選挙人の任命

第一条(一六) 立法国民議会を形成するために、能動的市民は、二年目ごとに町と郡における第一次集会に集る。

第一次集会は、もし法律が定める公務員によってより早く召集されなかつたならば、三月の第二日曜日に当然に形成される。

第二条(一七) 能動的市民であるためには、つぎのことが必要である。

フランス人として生れたこと、またはフランス人になったこと。

満二十五才であること。

法律によって定められた時いらい、町または郡で居住していること。

王国のいづれかの場所で、少なくとも三労働日の価値にひときい直接税を支払い、かつその領収書を提出すること。
奉公人の身分すなわち雇庸人の身分ないこと。

その住所の役場で、国民衛兵の名簿に記載されていること。
公民の宣誓をしたこと。

第三条(一八) 立法府は六年目ごとに、労働日の価値の最低と最高を定め、かつ県の行政官は、各地区のためにその地方的決定をする。

第四条(一九) 何人も、一場所以上において、能動的市民権を行使することができず、また他人に委任することができない。

第五条(三〇) つぎの人びとは、能動的市民権の行使から排除される。

訴追された状態にある人びと。

公正書類によつて証明された破産または支払不能の状態になつたのちに、その債権者の普通の領収証を得ていない人びと。

第六条(三一) 第一次集会は、町または郡に居住する能動的市民の数に比例して選挙人を任命する。

集会に出席または欠席の一〇〇人の能動的市民について一人の選挙人が任命される。一五一人から二五〇人までは、その二人が任命される。以下同じである。

第七条(三二) 何人も能動的市民となるために必要な条件につ

ぎのことを併せもたなければ、選挙人に任命されえない。すなわち、

人口六〇〇〇人以上の町では、租税簿に二〇〇労働日の地方的価値にひとしい収入が評価される財産の所有者または用益権者であること、またはおなじ租税簿において、一五〇労働日の価値にひとしい収入に評価される住居の賃借人であること。

人口六〇〇〇人以下の町では、租税簿に一五〇労働日の地方的価値にひとしい収入が評価される財産の所有者または用益権者であること。またはおなじ租税簿に一〇〇労働日の価値にひとしい収入が評価される住居の賃借人であること。

田舎においては、租税簿に、一五〇労働日の地方的価値にひとしい収入が評価される財産の所有者または用益権者であること。またはおなじ租税簿に四〇〇労働日の価値に評価される財産の小作人または折半小作人であること。

同時に、一方では所有者または用益権者であり、かつ他方では賃借人、小作人または折半小作人である人びとにかんしては、これらの各種の資格におけるかれらの資力は、かれらの被選挙資格をきめるために必要な額まで累積される。

第三節 選挙会・代表者の指命

第一条(三三三) 各県で任命された選挙人は、その任命がかれらの県に割り当てられている数の代表者および代表者の数の三分の一にひとしい数の補欠人を選挙するために集まる。

選挙人会は、もし法律が定める公務員によって、より早く召集されなかつたならば、三月の最終日曜日に当然に形成される。

第二条(三四) 代表者および補欠人は、投票の絶対多数で選出され、かつ県の能動的市民のうちからしか選出されえない。
第三条(三五) すべての能動的市民は、かれらの身分、職業または租税がどのようにであつても、国民の代表者として選出されうる。

第四条(三六) ただし、つぎのものと選択しなければならない。
大臣と任意に解任できる執行権の他の官吏、国庫の委員、直接税の収税人と受領人、間接税と国有地財産の徴収担当者と管理担当者、およびなんらかの名称の下に、国王の侍従武官と侍従文官の仕事に結びつけられている人びと。
おなじく行政官、下級行政官、市町村官吏および国民衛兵の将校とを選択しなければならない。

第五条(三七) 司法職務の行使は、全立法期のあいだ、国民の代表者の職務と両立しない。

裁判官は、かれらの補欠人によって代わられ、かつ国王は、委員会の認可書によつて、裁判所附の国王委員の代理を任命する。

第六条(三八) 立法府の議員は、つぎの立法期に再選することができる、かつそのつぎは、一立法期を経たのちにしか再選することができない。

第七条(三九) 県において任命された代表者は、特別のある県

の代表者ではなくて、全国民の代表者であり、かつかれらにいかなる指令も与えることができない。

第四節 第一次集会と選挙会の開催と組織

第一条(四〇) 第一次集会および選挙会の職務は、選挙にかぎられる。それらは、選挙がおこなわれたのちただちに解散し、かつ、第二節第一条と前第三節第一条の場合でなければ、それらが召集されたときにしかふたたび形成されえない。

第二条(四一) いかなる能動的市民も武装しているならば、集会に入ることもできず、またその集会内で投票をおこなうこともできない。

第三条(四二) 集会の明示の要求なしには、軍隊を内部に導き入れることはできない。ただし、そこで暴行がおこなわれた場合は別であり、その場合は、軍隊をよぶためには、議長の命令だけで充分である。

第四条(四三) 二年目ごとに、各地区において、郡によつて能動的市民の名簿が作製され、かつ各郡の名簿は、第一次集会の時期の二月前に、そこで公表され、かつ掲示される。

名簿に記載された市民の資格を争うため、あるいは不当に脱落したと主張する人びとからおこりうる異議申立は、略式手続によつて、裁判されるために、裁判所に提起される。

名簿は、集会の開催以前に与えられた判決によつて訂正されなかつたもの全体が、つぎの第一次集会における市民の入场許可のためにつねに役立つ。

第五条(四四) 選挙会は、そこに出席する人びとの資格と権限を審査する権限をもち、かつ、その決定は、かりに執行される。ただし、代議士の権限を審査するときの立法府の判断は除く。

第六条(四五) いかなる場合においても、かついかなる口実の下にも、国王も、国王が任命した官吏も、召集の合規則性、集会の開催、選挙の形式、市民の政治権にかんする事項を取り調べることができない。ただし、法律が定める場合における国王の委員の職務はのぞく。その場合は、市民の政治権にかんする事項は、裁判所に提起されねばならない。

第五節 立法国民議会における代表者の集合

第一条(四六) 代表者は、前回の立法機関の会議の場所に、五月の第一月曜日に集まる。

第二条(四七) 代表者は、出席代表者の権限を審査するために、最年長者の主宰の下に、かりに議会を形成する。

第三条(四八) 審査された議員の数が、三七三人になると、代表者は、立法国民議会の名称で組織される。立法国民議会は、一人の議長、一人の副議長と幹事を任命し、かつその職務の行使をはじめる。

第四条(四九) 五月中に、もし出席代表者の数が三七三人以下であれば、議会はいかなる立法行為もおこなうことができない。議会は、欠席議員にたいし、もつともおそらくも一五日内にその職務を行使することを厳命する命令を発することが

できる。議会によって正当と判決される弁解が提出されないならば、三〇〇〇リーヴルの罰金が科せられる。

第五条(五〇) 出席議員の数がいかほどでも、五月の最終日に、代表者は、国民議会として組織される。

第六条(五一) 代表者は、全体として、フランス人民の名において、自由に生きるか死ぬかの宣誓をする。

ついで、かれらは、個別的に、一七八九年、一七九〇年および一七九一年に憲法制定国民議会によって定められた王国の憲法を維持すること、立法期間中、それを侵害しうるいかなることも提案せず、また同意しないこと、および国民、法律国および国王にたいし、全体として忠実であることの宣誓をする。

第七条(五二) 国民の代表者は、侵すことができない。国民の代表者は、かれらが代表者としてのかれらの職務の行使において、述べ、書き、またはおこなつことのために、いかなる時においても捜査、起訴または裁判されえない。

第八条(五三) 代表者は、犯罪行為のため、現行犯または逮捕令状によつて逮捕されうる。ただし、その通知が、直ちに立法府に与えられる。また訴追は、立法府が起訴する必要があると決定したのちにしか継続することができない。

久に排除して、嫡長の順序により、男系の男子で、統治する家系に、世襲的に委任される。
(現に統治する家系内の放棄の効果についてはいかなることとも判断されえない。)

第二条(五四) 国王の一身は、侵すことができず、かつ神聖である。その唯一の称号は、フランス人の国王である。

第三条(五六) フランスには、法律の権威に優越する権威は存在しない。国王は、法律によってのみ統治し、かつ国王が、服従を強要することができるのは、ただ法律の名においてのみである。

第四条(五七) 国王は、その即位において、また成年に達したときすぐに、国民にたいして立法府の前で、国民と法律にたいして忠実であり、かれに委任される全権力を、一七八九年、一七九〇年および一七九一年に、憲法制定国民議会によって定められた憲法を維持するために、および法律を執行させるために使用するという宣誓をおこなう。

立法府が召集されない場合には、国王は、布告を公布させ、その布告にこの宣誓と立法府が召集されればすぐにそれをくりかえすという約束がのべられる。

第五条(五八) 立法府の召集後一月内に、国王がこの宣誓を起こなわば、または宣誓をおこなつたのに、国王がそれを取消すならば、王位を放棄したものとみなされる。

第六条(五九) 国王が、ある軍隊の首領の地位につき、かつその軍隊を国民にたいして指揮するか、またはかれの名において

第二章 王位、摂政職および大臣

第一節 王位と国王

ておこなわれるそのような企てにたいして形式的な文書によつて反対しないならば、王位を放棄したものとみなされる。

第七条(六〇) 国王が、王国の外に出て、立法府が国王にたいしておこなつた勧誘ののち、かつ布告で定められる期間すなわち二月以内の期間に、王国に帰国しないならば、王位を放棄したものとみなされる。

その期間は、立法府の布告が、その会議の場所で公表された日から経過しはじめる。大臣は、かれらの責任の下に、執行権のすべての行為をおこなう義務がある。執行権の行使は、不在の国王の手中においては、停止される。

第八条(六一) 明示的または合法的な譲位ののちは、国王は、市民階級に入り、かつその譲位後の行為のために、市民と同様に起訴され、裁判されうる。

第九条(六二) 国王が即位のときに所有している個人財産は、決定的に国民財産に併合される。国王は、単独の資格で獲得する個人財産の处分権をもつ。国王がそれを処分しなかつたならば、その財産はおなじく、統治のおわりに併合される。

第一〇条(六三) 国民は、王室費によって、王位に光輝を供給する。王室費は、立法府が統治の全期間のために、各統治の変り目にその総額を決定する。

第一一条(六四) 国王は、王室費の管理者を任命する。管理者は、国王の司法行為をおこない、かつかれにたいして国王の負担になるすべての行為が向けられ、かれに対して判決が宣告される。王室費の債権者によって獲得された判決は、個人

的に管理人にたいして、かつかれ自身の財産に執行力があたえられる。

第一二条(六五) 国王は、国王の居住地の市民、国民衛兵によって国王に供給される儀杖兵とは別に、王室費を基金にして給料が支払われる近衛兵をもつ。近衛兵は歩兵一、二〇〇人と騎兵六〇〇人の数を越えることができない。

官等と昇級の規則は、第一線部隊におけると同じものである。ただし国王の近衛兵を構成する人びとは、排他的にかれらだけの全官等に進み、第一線部隊におけるいかなる官等もうることができない。

国王は、その近衛兵の人びとを、現役で第一線部隊に所属している人びとの中からだけ、または一年前から国民衛兵に勤務した市民のあいだからだけ選抜することができる。ただしかれらが王国内に居住し、かつかれらがあらかじめ公民の宣誓をした場合にかぎる。

国王の近衛兵は、いかなる他の公務のために、命令も要求もされえない。

第二節 摄 政 職

第一条(六六) 国王は、満十八才まで未成年者である。国王の未成年のあいだ、王国の摄政が存在する。

第二条(六七) 摄政職は、王位継承の順序によって、親等においてもとも近く、かつ満二五才の国王の親族に属する。ただし、かれはフランス人であり、かつ内地人であり、他の王

位の推定継承者でなく、かつあらかじめ公民の宣誓をおこなつた場合にかかる。

女子は摂政職から除外される。

第三条(六八) 未成年の国王が、前述の資格を兼備するいかなる親族ももたないならば、王国の摂政職は、以下の条項で定められるように選挙される。

第四条(六九) 立法府は、摂政を選挙することができない。

第五条(七〇) 各地区の選挙人は、立法府が召集されている場合は、立法府が新統治の第一週にする布告によつて、地区的主都に集まる。立法府が解散されている場合は、司法大臣が、同じ週にこの布告をする義務がある。

第六条(七一) 選挙人は、各地区において、個別投票、かつ投票の絶対多数で、被選挙資格があり、その地区に居住している一市民を任命する。選挙人は、かれにたいして、選挙の議事録によつて、特別の指令を与える。その指令は、かれがその精神と良心において王国の摂政たるにもつともふさわしいと判断する市民を選挙するだけの職務に限られる。

第七条(七二) 地区において任命された代理人である市民は、未成年者の国王が即位してから、おそらくとも四〇日以内に、立法府がその会議をひらく都市に集まる義務がある。かれらは、そこで選挙会を形成し、摂政の指命をおこなう。

第八条(七三) 摂政の選挙は、個別投票であり、かつ投票の絶対多数でおこなわれる。

第九条(七四) 選挙会は、選挙だけをおこなうことができ、選

挙が終了すると直ちに解散する。選挙会が、おこなうことを行つてたすべての他の行為は、違憲かつ無効であると宣言される。

第一〇条(七五) 選挙会は、その議長によつて、立法府にたいして、選挙の議事録を提出させる。立法府は、選挙の合規則性を審査したのち、布告によつて全王国にそれを公表させる。

第一一条(七六) 摂政は、国王の成年まで、王位のすべての職務を行使し、かつその行政行為については個人的には責任を負わない。

第一二条(七七) 摶政は、国民にたいして、立法府の前で、国民、法律および国王にたいして忠実であり、国王に委任された全権力およびその行使が国王の未成年のあいだかれに委託されている全権力を、一七八九年、一七九〇年、および一七九一年に憲法制定国民議会によつて定められた憲法を維持し、かつ法律を執行させるために使用するという宣誓をおこなつたのちにしか、その職務の行使をはじめることができない。立法府が召集されていない場合には、摶政は、布告を公表させ、その布告にこの宣誓と、立法府が召集さればすぐにそれをくりかえすという約束が表明される。

第一三条(七八) 摶政が、その職務の行使に入らないかぎり、法律の裁可は、停止されたままである。大臣は、かれらの責任において、執行権のすべての行為をつづいておこなう。

第一四条(七九) 摶政が宣誓をおこなうとすぐに、立法府は摶政の手当を定める。それは摶政職の期間中変更することがで

きない。

第一五条(八〇) 摄政職を約束される親族の年令が未成年者であることによつて摺政職がより遠い親族に帰属した場合、または選挙によつて摺政職が与えられた場合には、職務の行使に入った摺政は、国王の成年までつづいてその職務をおこなう。

第一六条(八一) 王国の摺政職は、未成年者国王の一身にいかなる権利も授けない。

第一七条(八二) 未成年者の国王の保護監督権は、その母親に委ねられる。母親がない場合、または母親が、その息子が即位の時に再婚している場合、または母親が、未成年のあいだに再婚する場合には、保護監督は立法府に付託される。

摺政とかれの子孫および女子は、未成年者の国王の保護監督のために選挙することができない。

第一八条(八三) 国王の心神喪失が、明白に認められ、合法的に確認され、かつ毎月つづいておこなわれた三回の討議ののち、立法府によつて宣言された場合には、心神喪失がつづくかぎり、摺政職を必要とする。

第三節 王 室

第一条(八四) 推定相続人は、王太子の名をもつ。王太子は立法府の命令と国王の同意なしには、王国から去ることができない。

王太子が国外に出て、かつ一八才に達して、立法府の布告

によつて要求されたのちにフランスに帰らない場合は、王位継承権を放棄したものとみなされる。

第二条(八五) 推定相続人が未成年者である場合、摺政職を第一に約束されている成年の親族は、王国内に居住する義務がある。

かれが国外に出て、かつ立法府の要求によつても王国に帰らない場合においては、かれの摺政職への権利を放棄したものとみなされる。

第三条(八六) 保護監督権をもつ未成年者の国王または選挙された保護監督者は、王国の外に出る場合、保護監督権を失う。

未成年者の推定相続人の母親が王国の外に出た場合、その帰還ののちにおいても、立法府の命令によつてしか、国王となつた未成年者の息子の保護監督権をもつことができない。

第四条(八七) 未成年者の国王の教育と、未成年者の推定相続人の教育を規律するために、法律が制定される。

第五条(八八) 場合によつて王位継承を約束されている王室構成員は、能動的市民の権利をもつ。ただし、人民の任命にかかるいかななる地位、職または職務にも選挙される資格がない。

内閣の省をのぞいて、かれらは国王の任命にかかる地位、職につくことができる。ただし、かれらはいかななる陸軍または海軍も指揮者として命令することができず、大使の職務は、国王の提案に基いて与えられた立法府の同意によつてのみ果すことができる。

第六条(八九) 場合によつて王位の繼承を約束される王室構成員は、かれらの出生を確認する民事証書の中にかれらに与えられた名に、フランス王子の名称をつけ加える。この名は、父称であることもできず、本憲法で廃止されたいかなる称号によつても作られえない。

王子の名称は、いかなる他の個人にたいしても与えることができず、かついかなる特権も、全フランス人に共通な法にたいするいかなる例外ももたらさない。

第七条(九〇) フランス王子の出生、婚姻および死亡が合法的に確認される文書は、立法府に提出される。立法府は、その文書保存所にそれを保管することを命ずる。

第八条(九一) 皇室構成員にたいしては、いかなる実際の采地も与えられない。

国王のつぎに生れた息子たちは、満二五才に、またはその婚姻のときに、采地年金を受ける。采地年金は、立法府が定め、かれらの男系子孫の消滅とともに終る。

第四節 大臣

第一条(九二) 大臣の選任権と罷免権は、国王だけに属する。

第二条(九三) 現在の国民議会議員とつぎの立法議会議員、破殿裁判所裁判官、高等陪審でつとめる人びとは、その職務期間中およびその職務の行使をやめたのち二年間、大臣の職を約束されえないし、執行権またはその官吏から、いかなる地位、贈与、年金、手当または手数料も受けることができない。

高等陪審の名簿に記載されているにすぎない人びとについても、その記載がつづく全期間中、同じである。

第三条(九四) 何人も、公民の宣誓をおこなわず、あるいはそれをおこなつたことを證明することなしには、いかなる職にもつくことができず、または大臣の官房、または歳入の徵収局か管理局に入ることができず、または執行権の任命にかかるいかなる職にも一般につくことができない。

第四条(九五) いかなる国王の命令も、国王によつて署名されず、かつ大臣または省の命令者によつて副署されない場合には、執行することができない。

第五条(九六) 大臣は国の安全と憲法にたいして犯された、かれらによるすべての犯罪について、

所有権と個人の自由にたいするすべての侵犯について、その省の支出と定められている金銭のあらゆる浪費について責任を負う。

第六条(九七) いかなる場合においても、口頭または文書による国王の命令は、大臣から責任を免除することができない。

第七条(九八) 大臣は、毎年、立法府にたいし、その会期のはじめに、その省でなされる支出の見積を提出し、その省に定められた総額の用途を報告し、かつ政府の種々の部門において起りえた濫用を指示する義務がある。

第八条(九九) いかなる職務大臣または無任所大臣も、立法府の命令なしにはその行政行為のために、刑事案件で訴追されえない。